

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 九
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 九
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二〇
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二〇
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 二〇
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 二〇
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二〇
 - 道路の区域を変更する件二件 二二
- 公 告**
- 落札者を決定した件 三三
 - 随意契約の相手方を決定した件 三三
 - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三四
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三五
 - 一般競争入札を行う件 三六

告 示

福島県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、

福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
橋本 寿 福島県郡山市駅前二丁目四番四号
 - 二 契約の期間の始期
平成三十一年四月一日
 - 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
 - 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払
- （職員研修課）

福島県告示第十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和元年五月十一日救急病院として認定した。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 名称 所在地 認定有効期限
- 公立大学法人福島県立医科大 会津若松市河東町谷沢字前田 令和四年五月一日
 - 学会津医療センター附属病院 二二番地二 (地域医療課)

福島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-------------------|------------|
| 東館診療所 | 東白川郡矢祭町大字東館字反田一三一 | 平成三十二年三月一日 |

栗城歯科医院

会津若松市滝沢町五一九四

同 年四
月一日

(社会福祉課)

福島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称 | 所 在 地 | |
|-------------------------|------------------------|----------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| JWS陽だまりの郷訪問看護リハビリステーション | 二本松市表二丁目七七七番地オモテI 二〇一号 | 二本松市表二丁目七七七番地 |
| しゃくなげ三春訪問看護ステーション | 田村郡三春町字南町一番地 | 田村郡三春町担橋一丁目二番五 |

(社会福祉課)

福島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------------------|--------------|
| 医療法人 聖友会 東館診療所 | 東白川郡矢祭町大字東館字桃木町三五一五 | 平成三十二年一月二十八日 |

福島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|----------|------------------|------------|
| 十二社クリニック | 伊達郡川俣町大字羽田字十二社五一 | 平成三十二年四月一日 |

(社会福祉課)

福島県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 氏 名 | 住 所 | 施術所名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|------|----------------|--------|----------------|--------------|
| 吉田 忍 | 二本松市油井字大森腰三六一八 | よしだ接骨院 | 二本松市油井字大森腰五五一一 | 平成三十二年三月二十八日 |

(社会福祉課)

福島県告示第十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイユーエイト新八島田店 福島県福島市南沢又字中道南一番一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

(一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されますので、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業がある場合には事前に周辺住民への説明を行い、理解を得るようにしてください。

また、今後住宅が隣接した場合を想定した、騒音対策を検討してください。

(二) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種を選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意してください。

(三) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すようご配慮ください。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白河結城店 福島県白河市結城四三番地

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ須賀川店 福島県須賀川市山寺道七七番ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで令和元年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | |
|--------------|---|-------------|----------------------------------|----------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 県道幾世 橋小高線 | 南相馬市小高区浦尻字 原四四番一地从先 同 市小高区浦尻字 北原八八番三地从先 同 市小高区浦尻字 南相馬市小高区浦尻字 原四四番一地从先 同 市小高区浦尻字 北原八八番三地从先 | 変更前 変更後 | A 一五・一 一六・六 B 一五・一 五〇・三 | 一三六・六 一八七・六 |

(道路計画課)

福島県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | |
|-------------|--|-------------|-----------------|---------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 県道広野 小高線 | 双葉郡浪江町大字棚塩 字中舩倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先 | 変更前 | A 五・三 二六・六 | 三、五一六・四 |

公 告

| | | | |
|--|-----|--------------------------------|--------------------|
| 双葉郡浪江町大字棚塩 字中舩倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先 同 市小高区浦尻字 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先 | 変更後 | A 五・三 二六・六 B 五・四 六七・〇 | 三、五一六・四 二、六七九・八 |
|--|-----|--------------------------------|--------------------|

(道路計画課)

公告第19号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
85,382,856円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年2月15日

（税務システム課）

公告第20号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修（自動車税制改正対応）業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム改修（自動車税制改正対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
68,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（税務システム課）

| | | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|------|
| 堆肥 | 袖原友加津 袖牛肥 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 1.3 | 68.5 |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|------|

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

(農業総合センター)

公告第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
穴堰水系土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 木野内 正三

同 田崎 憲二

同 渡邊 孝雄

同 佐川 弥七

同 塩田 平久

同 荒井 善美

同 大谷 春男

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

住所

西白河郡泉崎村大字関和久字上町一〇三番地

同 郡同 村大字関和久字雷神山五〇番地

同 郡同 村大字関和久字城内七三番地

同 郡同 村大字関和久字富内九一〇番地

同 郡同 村大字関和久字松ヶ沢五六番地

同 郡同 村大字北平山字行方地五〇番地

同 郡同 村大字東蕪内字岩沢一四番地

同 西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地

同 郡同 村大字関和久字瀬知房八番地

同 郡同 村大字北平山字新田八四番地一

同 郡同 村大字関和久字新田八四番地一

同 郡同 村大字北平山字新田八四番地一

同 飛知和 貢 白河市東蕪内字岩沢五九番地

(農村計画課)

公告第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和元年五月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
喜久田土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 幸次

同 菅野 義一

同 佐久間 俊一

同 藤橋 初夫

同 瀧田 俊夫

同 佐久間 忠好

同 上遠野 浩

同 橋本 智幸

同 大山 晃正

同 加藤 政良

同 鈴木 幸也

同 佐藤 善一郎

同 加藤 健治

同 渡邊 正康

同 内田 勇一

同 遠藤 憲幸

同 星野 一則

同 矢野 康一

同 寺山 好広

同 遠藤 勉

同 石倉 徳彌

同 佐藤 幸太郎

同 高橋 力男

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

住所

郡山市喜久田町前田沢字西原七四番地

同 市喜久田町堀之内字堀内二九番地

同 市喜久田町前田沢字上原一七番地

同 市喜久田町堀之内字外左工門段五五番地

同 市喜久田町堀之内字堀内二番地

同 市喜久田町堀之内字堀内一三番地

同 市喜久田町堀之内字堀内一八番一八号

同 市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地

同 市喜久田町堀之内字堀内一二番地

同 市喜久田町堀之内字釜場西二番地

同 市喜久田町堀之内字釜場西二番地

同 市喜久田町前田沢一丁目六六番地

同 市喜久田町前田沢字西原七四番地

- 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- ウ 鋼構造物工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の鋼構造物工事業の項に規定する鋼構造物工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、鋼構造物工事（鋼橋上部工事）の総合評定値が750点以上であること。
- カ 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が建設「鋼構造及びコンクリート」の場合に限る。）の資格を有し、鋼構造物工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、鋼構造物工事（鋼橋上部工事）の総合評定値が1,000点以上であること。
- ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、橋長が200m以上の鋼橋の新設工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上の場合のものに限る。）として同一橋梁で施工した実績を有する者であること。
- ケ 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が建設「鋼構造及びコンクリート」の場合に限る。）の資格を有し、鋼構造物工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、橋長が200m以上の鋼橋の新設工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一橋梁で有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからケまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和元年6月11日（火）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
福島県県中地方振興局出納室
電話024-935-1472
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和元年5月17日（金）から同年7月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月15日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
なお、福島県県中地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年7月19日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年7月24日（水）午後1時30分
 - (2) 場所 福島県郡山合同庁舎第1会議室（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年7月23日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
 - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。
- 12 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。
- なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: The construction work of the No.7 bridge (tentative name) on the Yoshimada-Takine-Line 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 24 July, 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m., 23 July, 2019
- (4) Contact point for the notice: Treasury Office, Ken-chu Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 1-1-1 Hayama, Koriyama City, Fukushima 963-8540 Japan TEL024-935-1472
(県中地方振興局出納室)